

## 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日に、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被爆国の国民の切望に応えるものとなっています。

現在(2022 年 5 月 17 日現在)、条約の署名調印国は 86 カ国、批准国は 61 カ国に達し、新型コロナウイルスの影響により延期されていた核兵器禁止条約第 1 回締約国会議が 6 月 21 日から 3 日間の予定で開催されます。

今日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を契機に、米国の核兵器を日本に常備する「核共有論」や「非核三原則」の一つである「持ち込ませず」を緩和すべきだとする意見がだされていますが、そもそも、そのような考え方は、日本も批准・加盟している核不拡散条約第 2 条が禁止する核兵器の「受領」に該当し、また非核三原則は一体のものとして今後も堅持されるもので、許されないものです。

「人類と共存しない」核兵器廃絶に向け、世界で唯一の戦争被曝国として真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2022 年 月 日  
摂津市議会

(日本共産党提出)